

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	東海財務局長
【提出日】	平成21年3月16日
【会社名】	丸八証券株式会社
【英訳名】	Maruhachi Securities Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	取締役社長 中村 吉孝
【本店の所在の場所】	名古屋市中区栄三丁目4番28号
【電話番号】	052(261)3231
【事務連絡者氏名】	財務部長 中嶋 豊
【最寄りの連絡場所】	名古屋市中区栄三丁目4番28号
【電話番号】	052(261)3231
【事務連絡者氏名】	財務部長 中嶋 豊
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	新株予約権付社債
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 500,000,000円
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません
【縦覧に供する場所】	丸八証券株式会社 商品本部 (東京都中央区日本橋茅場町三丁目11番10号) 株式会社ジャスダック証券取引所 (東京都中央区日本橋茅場町一丁目5番8号)

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行新株予約権付社債（短期社債を除く。）】

銘柄	丸八証券株式会社第2回無担保転換社債型新株予約権付社債（劣後特約付） （注）1
記名・無記名の別	無記名式 本新株予約権付社債については、本新株予約権付社債を表章する本新株予約権付社債券を発行しない。
券面総額又は振替社債の総額（円）	金500,000,000円
各社債の金額（円）	金50,000,000円の1種
発行価額の総額（円）	金500,000,000円
発行価格（円）	額面100円につき金100円 但し、本新株予約権と引換えに金銭の払込みは要しない。
利率（%）	年3.5%
利払日	毎年3月30日及び9月30日
利息支払の方法	1 利息支払いの方法及び期限 (1) 本社債の利息は、平成21年3月31日から償還日までこれを付し、毎年3月30日及び9月30日にその日までの前半か年分を支払う。 (2) 支払期日が銀行休業日にあたる時は、その支払いは前銀行営業日にこれを繰り上げる。 (3) 1年未満の期間につき本社債の利息を支払う場合は、実日数による日割り計算とし、円位未満の端数が生じた場合にはこれを切り捨てる。 (4) 本社債の利息は、本新株予約権の行使請求の効力発生日の属する利息計算期間については、一切支払われない。 (5) 償還期日後は利息をつけない。 (6) 本社債の利息の支払いについては、本項のほか別記（注）4に定める劣後特約に従う。 2 利息の支払場所 当社本店 総務人事部
償還期限	平成26年3月30日
償還の方法	1 償還金額 額面100円につき金100円 2 償還の方法及び期限 (1) 本社債は、平成26年3月30日にその総額を額面100円につき金100円で償還する。 (2) 償還すべき日が銀行休業日にあたる時は、その前銀行営業日に支払いを繰り上げる。 (3) 本社債の償還については、本項のほか別記（注）4に定める劣後特約に従う。 3 元利金支払事務取扱者（償還金支払場所） 当社本店 総務人事部
募集の方法	第三者割当ての方法により、エース証券株式会社に全額を割り当てる。（注）2
申込証拠金（円）	該当事項はありません。
申込期間	平成21年3月30日
申込取扱場所	当社本店 総務人事部

払込期日	平成21年3月30日
振替機関	該当事項はありません。
担保	本新株予約権付社債には物上担保及び保証は付されておらず、また本新株予約権付社債のために特に留保されている資産はない。
財務上の特約(担保提供制限)	該当事項はありません。
財務上の特約(その他の条項)	該当事項はありません。
取得格付	取得していません。

(注) 1 当該新株予約権付社債を以下「本新株予約権付社債」といい、そのうち社債のみを「本社債」、新株予約権のみを「本新株予約権」という。

2 当社と割当予定先との関係等は以下のとおりである。

割当予定先の氏名又は名称		エース証券株式会社	
割当新株予約権付社債(額面)		金500,000,000円	
払込金額		金500,000,000円	
割当予定先の内容	本店所在地	大阪市中央区本町二丁目6番11号	
	代表者の氏名	取締役社長 乾 裕	
	資本金の額 (平成20年9月30日現在)	8,831,125千円	
	事業の内容	金融商品取引業、金融商品取引業に付随する業務、その他業務	
	大株主(平成20年9月30日現在)	富士ソフト(株) (32.98%) (株)ケイアイ (16.64%) (株)AOKIホールディングス (12.53%) (株)レオパレス21 (6.01%) エース証券従業員持株会 (4.95%) (株)りそな銀行 (3.69%)	
当社との関係	出資関係	当社が保有している割当予定先の株式の数	該当事項はありません。
		割当予定先が保有している当社の株式の数	第1回無担保転換社債型新株予約権付社債350,000,000円(潜在株式数は700万株)を保有しております。
	取引関係等	包括的業務提携契約を締結しております。	
	人事関係	該当事項はありません。	

3 社債管理者の不設置

本新株予約権付社債は、会社法第702条ただし書きの要件及び会社法施行規則第169条の要件を充たすものであり、社債管理者は設置しない。

4 劣後特約

(1) 本社債の償還及び利息の支払いは、当社につき破産手続開始決定、会社更生手続開始決定もしくは民事再生手続開始決定があり、又は日本法によらない破産手続、会社更生手続、民事再生手続もしくはこれらに準ずる手続が外国において行われる場合には、以下の規定に従って行われる。

破産の場合

本社債につき定められた元金金の弁済期限以前において、当社について破産手続開始決定がなされ、かつ破産手続が継続している場合、本社債に基づく元金金の支払請求権の同手続中の効力は、以下の条件が成就したときに発生する。

(停止条件)

その破産手続の最後の配当のための配当表(更正された場合は、更正後のもの)に記載された配当に加えるべき債権のうち、本社債に基づく債権及び本項第(1)号 ないし と実質的に同じ条件を付された債権を除く全ての債権が、各中間配当、最後配当、追加配当その他法令によって認められる全ての配当によって、その債権額につき全額の満足(配当及び供託を含む。)を受けたこと。

会社更生の場合

本社債につき定められた元利金の弁済期限以前において、当社について会社更生手続開始決定がなされ、かつ会社更生手続が継続している場合、本社債に基づく元利金の支払請求権の同手続中の効力は、以下の条件が成就したときに発生する。

（停止条件）

当社について更生計画認可決定が確定したときにおける更生計画に記載された債権のうち、本社債に基づく債権及び本項第(1)号 ないし と実質的に同じ条件を付された債権を除く全ての債権が、その確定した債権額について全額の弁済を受けたこと。

民事再生の場合

本社債につき定められた元利金の弁済期限以前において、当社について民事再生手続開始決定がなされ、かつ民事再生手続が継続している場合、本社債に基づく元利金の支払請求権の同手続中の効力は、以下の条件が成就したときに発生する。但し、簡易再生及び同意再生の場合は除く。

（停止条件）

当社について民事再生計画認可決定が確定したときにおける再生計画に記載された債権のうち、本社債に基づく債権及び本項第(1)号 ないし と実質的に同じ条件を付された債権を除く全ての債権が、その確定した債権額について全額の弁済を受けたこと。

日本法以外による倒産手続の場合

当社について、日本法によらない破産手続、会社更生手続、民事再生手続又はこれらに準ずる手続が行われている場合、本社債に基づく元利金の支払請求権の効力は、その手続において本項第(1)号 ないし に記載の条件に準ずる条件が成就したときに、その手続上発生するものとする。但し、その手続上そのような条件を付すことが認められない場合には、本社債に基づく元利金の支払請求権の効力は当該条件にかかることなく発生する。

- (2) 本社債の償還及び利息の支払いは、当社の自己資本規制比率が120%を下回っている場合又は当該支払いにより当社の自己資本規制比率が120%を下回る場合には、当該自己資本規制比率が120%以上となるまで、繰り延べられる。

(3) 上位債権者に対する不利益変更の禁止

本社債の発行要項の各条項は、いかなる意味においても上位債権者に対して不利益を及ぼす内容に変更されてはならず、そのような変更の合意はいかなる意味においても、またいかなるものに対しても効力を生じない。この場合に、上位債権者とは、当社に対し、本社債に基づく債権及び本項第(1)号 ないし と実質的に同じ条件を付された債権を除く債権を有する全ての者をいう。

(4) 劣後特約に反する支払いの禁止

本社債に基づく元利金の支払請求権の効力が、本項第(1)号 ないし に従って発生していないにもかかわらず、その元利金の全部又は一部が本社債権者に対して支払われた場合には、その支払いは無効とし、本社債権者はその受領した元利金を直ちに当社に返還する。

(5) 相殺禁止

当社について破産手続開始決定がなされ、かつ破産手続が継続している場合、会社更生手続開始決定がなされ、かつ会社更生手続が継続している場合、民事再生手続開始の決定がなされた場合（但し、再生手続開始の決定がなされた後、簡易再生の決定もしくは同意再生の決定が確定したときを除く。）、又は日本法によらない破産手続、会社更生手続、民事再生手続もしくはこれらに準ずる手続が外国において行われている場合には、本項第(1)号 ないし にそれぞれ規定されている条件が成就しない限りは、社債権者は、当社に対して負う債務と本社債に基づく元利金の支払請求権を相殺してはならない。

5 期限の利益喪失に関する特約

本社債に期限の利益喪失に関する特約は付されていない。

6 本新株予約権付社債の社債権者に通知する場合の公告

本社債の社債権者に対し公告を行う場合は、当社の定款所定の方法によりこれを行う。なお、法令に別段の定めがあるものを除き、公告の掲載に代えて社債権者に対し直接に通知する方法によることができる。

（新株予約権付社債に関する事項）

新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式 (1単元の株式数は1,000株である。振替株式である。完全議決権株式であり、剰余金の配当に関する請求権その他の権利内容に何ら限定のない、当社における標準となる株式である。)
------------------	--

新株予約権の目的となる株式の数	<p>本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を新たに発行し又はこれに代えて当社の保有する当社普通株式を移転(以下当社普通株式の発行又は移転を「交付」という。)する数は、行使請求にかかる本社債の発行価額の総額を転換価額(以下に定義する。)で除して得られる最大整数とする。但し、行使により生じる1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。また、本新株予約権の行使により単元未満株式(1単元の株式の数は1,000株)が発生する場合、会社法に定める単元未満株式の買取請求権が行使されたものとして現金により精算する。</p>
新株予約権の行使時の払込金額	<p>1 各本新株予約権の行使に際して払込をなすべき額は、本社債の発行価額と同額とする。</p> <p>2 転換価額は、当初48円とする。但し、転換価額は次項に定めるところにより調整されることがある。</p> <p>3 転換価額の調整</p> <p>(1) 当社は、当社が本新株予約権付社債の発行後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合には、次に定める算式(以下「転換価額調整式」という。)をもって転換価額を調整する。</p> $\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{交付普通株式数} \times \text{1株あたりの発行・処分価額}}{\text{時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$ <p>(2) 転換価額調整式により転換価額の調整を行う場合及び調整後の転換価額の適用時期については、次に定めるところによる。</p> <p>本項第(4)号に定める時価を下回る発行価額又は処分価額をもって普通株式を新たに発行し、又は当社の有する当社の普通株式を処分する場合(但し、当社普通株式の発行・移転を請求できる新株予約権の行使及び株式交換又は合併により当社の普通株式を発行・移転する場合を除く。)</p> <p>調整後の転換価額は、払込期日の翌日以降又はかかる発行もしくは処分のための株主割当日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。</p> <p>株式分割により普通株式を発行する場合</p> <p>調整後の転換価額は、株式分割のための株主割当日の翌日以降これを適用する。但し、配当可能利益から資本に組み入れられることを条件にその部分をもって株式分割により普通株式を発行する旨取締役会で決議する場合は、当該配当可能利益の資本組入れの決議をした株主総会の終結の日の翌日以降これを適用する。</p> <p>なお、上記ただし書きの場合において、株式分割のための株主割当日の翌日から当該配当可能利益の資本組入れの決議をした株主総会の終結の日までに行使請求をなした者に対しては、次の算出方法により、当社の普通株式を発行・移転する。但し、株券の交付については別記(新株予約権付社債に関する事項)(注)4の規定を準用する。</p> $\text{株式数} = \frac{(\text{調整前転換価額} - \text{調整後転換価額}) \times \text{調整前転換価額に当該期間内に発行・移転された株式数}}{\text{調整後転換価額}}$ <p>この場合に1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。</p>

	<p>本項第(4)項に定める時価を下回る価額をもって当社の普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券又は当社の普通株式の発行・移転を請求できる新株予約権もしくは新株予約権付社債を発行又は付与する場合</p> <p>調整後の転換価額は、発行又は付与される証券又は新株予約権もしくは新株予約権付社債の全てが当初の転換価額で転換され、又は当初の行使価額で行使され、当社が普通株式が新たに発行されたものとみなして転換価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日(新株予約権が無償にて発行される場合は発行日)の翌日以降、又は、その証券の発行もしくは付与のための株主割当日がある場合は、その日の翌日以降、これを適用する。</p> <p>(3) 転換価額調整式により算出された調整後の転換価額と調整前の転換価額との差額が1円未満にとどまる限りは、転換価額の調整はこれを行わない、但し、その後転換価額の調整を必要とする事由が発生し、転換価額を調整する場合には、転換価額調整式中の調整前転換価額に代えて調整前転換価額からこの差額を差し引いた額を使用する。</p> <p>(4) 転換価額調整式中の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。</p> <p>転換価額調整式で使用する時価は、調整後の転換価額が初めて適用される日に先立つ45取引日に始まる30取引日の株式会社ジャスダック証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値(終値のない日数を除く。)とする。この場合、平均値の計算は円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。</p> <p>転換価額調整式で使用する既発行株式数は、株主割当日がある場合はその日、また、株主割当日がない場合は、調整後の転換価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日において当社の有する当社の普通株式を控除した数とする。</p> <p>(5) 本項第(2)号の転換価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、本社債権者と協議のうえ、その承認を得て、必要な転換価額の調整を行う。</p> <p>株式併合、資本減少、会社法第762条第1項に定められた新設分割、会社法第757条に定められた吸収分割、又は合併のために転換価額の調整を必要とするとき。</p> <p>その他当社の普通株式の数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により転換価額の調整を必要とするとき。</p> <p>転換価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の転換価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。</p> <p>(6) 本欄第3項により転換価額の調整を行うときには、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前の転換価額、調整後の転換価額及びその適用開始日その他必要な事項を当該適用開始日の前日までに公告する。但し、法令に別段の定めがある場合を除き、公告の掲載に代えて本社債権者に直接通知する方法によることができる。</p>
<p>新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額</p>	<p>金500,000,000円</p>

新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	<p>1 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格 本新株予約権の行使により発行する当社普通株式1株の発行価格は、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第2項記載の転換価額(但し、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項によって転換価額が調整された場合は調整後の転換価額)とする。</p> <p>2 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第40条の定めるところに従って算出された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生ずる場合は、その端数を切り上げるものとする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。</p>
新株予約権の行使期間	平成21年3月30日から平成26年3月29日までとする。
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	<p>1 新株予約権の行使請求受付場所 当社本店 総務人事部</p> <p>2 新株予約権の行使請求取次場所 該当事項はありません。</p> <p>3 新株予約権の行使請求の払込取扱場所 該当事項はありません。</p>
新株予約権の行使の条件	各新株予約権の一部行使はできないものとする。
自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	取得の事由及び取得の条件は定めない。
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権付社債は会社法第254条第2項本文及び第3項本文の定めにより、本社債又は本新株予約権の一方のみを譲渡することはできない。
代用払込みにに関する事項	本新株予約権の行使に際しては、当該新株予約権にかかる本社債の全部を出資するものとし、その価額は当該本社債の払込金額と同額とする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	該当事項はありません。

(注) 1 本社債に付された新株予約権の数

各本社債に付された新株予約権の個数は1個とし、合計10個の本新株予約権を発行する。

2 本新株予約権の行使請求の方法

本新株予約権を行使請求しようとする本社債権者は、所定の行使請求書に、行使請求しようとする本新株予約権付社債を表示し、請求の年月日等を記載してこれに記名捺印したうえ、別記「新株予約権の行使期間」欄記載の行使請求期間中に別記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第1項記載の行使請求受付場所に提出しなければならない。

3 新株予約権行使の効力発生時期

行使請求の効力は、行使請求に必要な書類の全部が別記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第1項記載の行使請求受付場所に到達した日に発生する。

4 株券の交付方法

株券は発行されず、新規発行株式は証券保管振替機構を通じて交付する。

5 本新株予約権の行使によって交付された株式の配当起算日

行使請求により交付された当社の普通株式の利益配当金又は中間配当金については、行使請求がなされた日の属する配当計算期間の期首に当該株式の交付があったものとみなしてこれを支払うものとする。

2【新株予約権付社債の引受け及び新株予約権付社債管理の委託】

該当事項はありません。

3【新規発行による手取金の使途】

（1）【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額	発行諸費用の概算額	差引手取概算額
500,000,000円	5,000,000円	495,000,000円

（注）発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

（2）【手取金の使途】

上記の手取概算額については、昨年、顧客営業は地元愛知県に集中させましたが、ディーリング部門を中心に事務所は引き続き東京・大阪に存続し、また、本拠の名古屋地区でもコンプライアンス部門は本社とは別の事務所に置いている等、事務所が各地に分散しており、これらの事務所を、2ないし3箇所に整理・移転統合する費用として250,000,000円、平成21年4月以降テストを始め、平成22年1月に本番スタート予定の東証次世代ネットワークシステムに対応するための費用として150,000,000円、人員整理に伴う退職金の支払い等費用削減のための諸施策実施のために95,000,000円を充当することを予定しております。

第2【売出要項】

該当事項はありません。

第3【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部【公開買付けに関する情報】

第1【公開買付けの概要】

該当事項はありません。

第2【統合財務情報】

該当事項はありません。

第3【発行者（その関連者）と対象者との重要な契約】

該当事項はありません。

第三部【追完情報】

事業等のリスク

組込情報である有価証券報告書（第66期）に記載された「事業等のリスク」について当該有価証券報告書の提出日以降、本有価証券届出書提出日までの間において、新たに以下の事業上のリスクが生じております。

(1) 第三者割当により発行される新株予約権の行使による株式価値の希薄化の可能性

当社は、平成21年3月16日開催の取締役会において、第三者割当による無担保転換社債型新株予約権付社債（劣後特約付）の発行を行うことを決議いたしました。

平成21年3月16日現在の発行済株式総数は20,013,042株、第1回無担保転換社債型新株予約権付社債の潜在株式数は10,000,000株、本新株予約権付社債の潜在株式数は10,416,666株であり、全株転換された場合、発行済株式総数に対する比率は102.0%に相当し、1株あたりの株式価値が希薄化するおそれがあります。

(2) 新規の大株主の出現の可能性

本新株予約権付社債の割当予定先であるエース証券株式会社につきましては、新株予約権を全て行使した時点で、当社の発行済株式数（ただし、前回の一方の割当先である中村吉孝氏も新株予約権を全て行使したと仮定した場合）の43.1%に相当する株式を保有することとなり、当社の筆頭株主で主要株主となる見込みであります。

当社は、昨年11月以降、割当先であるエース証券株式会社と包括的業務提携を行っており、両社の営業地域・業務上の補完性などから収益面、費用面での提携の効果が期待され、同社からは戦略的パートナーとして当社の経営の安定ならびに企業価値の向上を目指すことに了承を得ております。

また、当該有価証券報告書に記載されている将来に関する事項については、本有価証券届出書提出日現在において変更の必要はないと判断しております。

第四部【組込情報】

以下に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第66期)	自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日	平成20年6月24日提出
---------	----------------	-----------------------------	--------------

四半期報告書	事業年度 (第67期 第3四半期)	自 平成20年10月1日 至 平成20年12月31日	平成21年2月13日提出
--------	-------------------------	-------------------------------	--------------

なお、上記書類については、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織（EDINET）を使用して提出したデータを「開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について（電子開示手続等ガイドライン）」A4-1に基づき本届出書の添付書類としております。

第五部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第六部【特別情報】

第1【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

平成19年6月25日

丸八証券株式会社
取締役会 御中

監査法人 トーマツ

指定社員
業務執行社員 公認会計士 中 浜 明 光 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 水 野 信 勝 印

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている丸八証券株式会社の平成18年4月1日から平成19年3月31日までの第65期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書および附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針およびその適用方法ならびに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、丸八証券株式会社の平成19年3月31日現在の財政状態ならびに同日をもって終了する事業年度の経営成績およびキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人または業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が財務諸表に添付する形で別途保管しております。

独立監査人の監査報告書

平成20年6月21日

丸八証券株式会社
取締役会 御中

監査法人 トーマツ

指定社員
業務執行社員 公認会計士 中 浜 明 光 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 瀧 沢 宏 光 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている丸八証券株式会社の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの第66期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、丸八証券株式会社の平成20年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

重要な後発事象に、日本証券業協会及び各証券取引所による処分並びに名古屋地方裁判所判決に関する事項が記載されている。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が財務諸表に添付する形で別途保管しております。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成21年2月12日

丸八証券株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 岩部 俊夫 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 小林 幸宏 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 森重 俊寛 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている丸八証券株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第67期事業年度の第3四半期会計期間（平成20年10月1日から平成20年12月31日まで）及び第3四半期累計期間（平成20年4月1日から平成20年12月31日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び四半期キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析の手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、丸八証券株式会社の平成20年12月31日現在の財政状態、同日をもって終了する第3四半期会計期間及び第3四半期累計期間の経営成績並びに第3四半期累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- (注) 1．上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。
- 2．四半期財務諸表の範囲にはX B R Lデータ自体は含まれていません。